

●更新推奨期間

更新推奨期間15～20年を経過した製品は、経年劣化による性能の低下や故障のリスクが高まることが懸念されます。
設置環境の影響などにより、定期点検時に異常(欠損、錆、傷、変形等)が確認された場合は、更新推奨期間の期間内であっても製品更新をご推奨いたします。

消火薬剤放出時 交換部品 数量(1台あたり)

・消火薬剤 33kg (15kg:2缶、3kg:1袋)
・加圧用ガスボンベ 1本……ボンベパッキン 1枚
・クリーニング用ガスボンベ 1本
・薬剤封板 1枚

※消火薬剤放出時交換部品は消火薬剤を放出した際に交換が必要な部品です。
これらを交換しないと再使用できません。
※部品交換は有資格者が行ってください。

●保証期間について

保証期間はご購入日から1年間です。

●保証対象

正しく維持管理され、説明書に従った使用状態にもかかわらず
保証期間内に品質上の不具合により機能しなかったことが確認された場合には
当該製品の無償修理または無償にて新しい製品(同等製品を含みます)と
お取替えいたします。
前記以外の補償、賠償はご容赦願います。
また、消火できなかった場合の火災の損害等についての補償、賠償はご容赦願います。
下記事項が原因である場合、補償対象外とさせていただきます。

●対 象 外

- 1.取扱説明書記載の使用条件以外で使用情况
- 2.使用上の不注意による場合
- 3.物品の落下、ぶつかり等による場合
- 4.経時的に発生した塗装・メッキ部分の退色やサビ
- 5.法令に基づく保守管理が行われていない場合
- 6.保守管理において不具合が発生していたにもかかわらず適切な措置を講じなかった場合
- 7.不当な修理、調整、改造等が行われた場合
- 8.使用頻度が高く、自然摩耗する部品(消耗部品)
- 9.地震・落雷・塩害・火災・風水被害等の天変地変による場合
- 10.その他、上記に準ずる場合

アフターサービスについて

ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



モリタ宮田工業 株式会社

〒253-8588神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1

TEL 0467-85-1210(お客様相談室)

TS02540010

2025.10



モリタ宮田工業 株式会社

移動式粉末(第三種)消火設備

取扱説明書 型式 SHA33型 SHA33G型 (クリーニング用ガスボンベ 別置きタイプ)

このたびは、移動式粉末消火設備をお求めいただき誠にありがとうございました。
設置される前に、この説明書をよくお読みいただき、正しい使い方、正しい点検を
実施いただきますようお願いいたします。
なお、この説明書は大切に保管しておいてください。

ご販売店様へ…この取扱説明書は、必ずお客様にお渡しください。

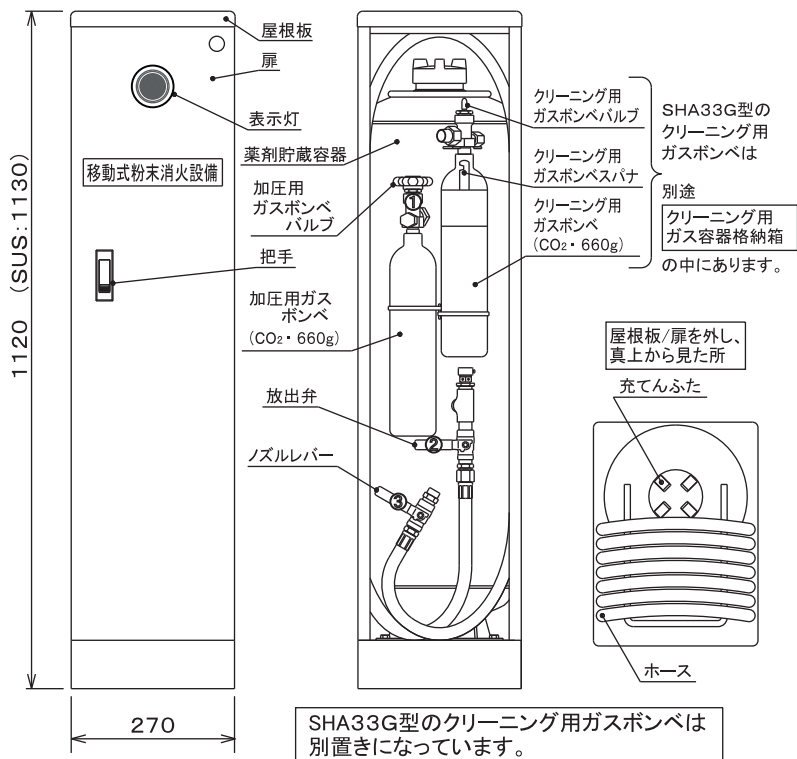
仕 様

品 番	SHA332	SHA332G	SHA332S
型式認定番号	C-491号		
消火薬剤の種別	第三種粉末消火薬剤(ABC)		
消火薬剤充てん量	33kg		
ホース長さ	20m		
格納箱寸法 (mm)	幅270・高さ1120・奥行360	幅270・高さ1130・奥行360	
総 質 量	約80kg	約75kg	約80kg

- ・危険物対応品では危険物用粉末消火薬剤(ABCK)になります。
- ・特注品の場合、格納箱寸法が違うことがあります。

この粉末消火設備は、粉末消火薬剤を充てんした移動式粉末消火設備として
適応防護区画付近に設置し、火災発生時にこの消火設備を操作して、
ホース先端にあるノズルより粉末消火薬剤を放射して火災を消火するものです。

各部の名称



●注意事項

本機器の格納箱は、屋根板と上側ドアヒンジが一体の構造となっており、
使用後の処置等で屋根板を取り外す際、扉が倒れて破損するおそれがあります。
手を添えるなど倒れの防止を行ってください。

使用方法 消火設備に表示されている使用方法にて操作してください。

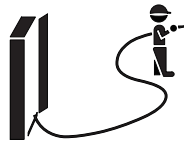
1 加圧用ガスボンベ
バルブ①を全開する



2 放出弁②
を全開する



3 ホースをのばし
ノズルレバー③を
全開する



火炎の根元を左右に掃くように
ノズルを動かして消火する



- ノズルレバーを閉にすると、放射が止まります。
- 消火後は、完全に消火したことを確認してください。

安全上のご注意 必ずお守りください

-  この表示は、してはいけない「禁止」内容です。
-  この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。
-  この表示は、気をつけていただきたい「注意喚起」内容です。

 **警告** 死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です。

 **加圧用ガスボンベバルブ、放出弁は
平常時では閉位置のこと。**
これらのバルブ類が開いていると、火災時に使用できないおそれがあります。

 **注意** 傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

-  **人に向けて放射することは絶対にしないでください。**
放射される消火薬剤が直接顔に当たると、呼吸困難や失明等のおそれがあります。
-  **消火の際、火元に近づき過ぎないでください。**
火災による火傷のおそれがあります。
-  **火災または点検の場合以外は操作しないでください。**
不適切な操作をすると、火災時に使用できないおそれがあります。
-  **使用方法をよく確認してください。**
誤った使用方法で操作しますと消火できないおそれがあります。
-  **ホースに油等が付着した場合は、すぐに拭いてください。**
ホースの劣化を早めるおそれがあります。
-  **定期的に点検を実施してください。**
点検をしなかったことにより、火災の時に使用できないおそれがあります。
●消防法により『6か月に1回の外観点検および機器点検、1年に1回の総合点検を行うこと』と規定されています。
点検はお求めの販売店にご相談のうえ、専門の消防設備士の点検を受けてください。

使用後の処置について

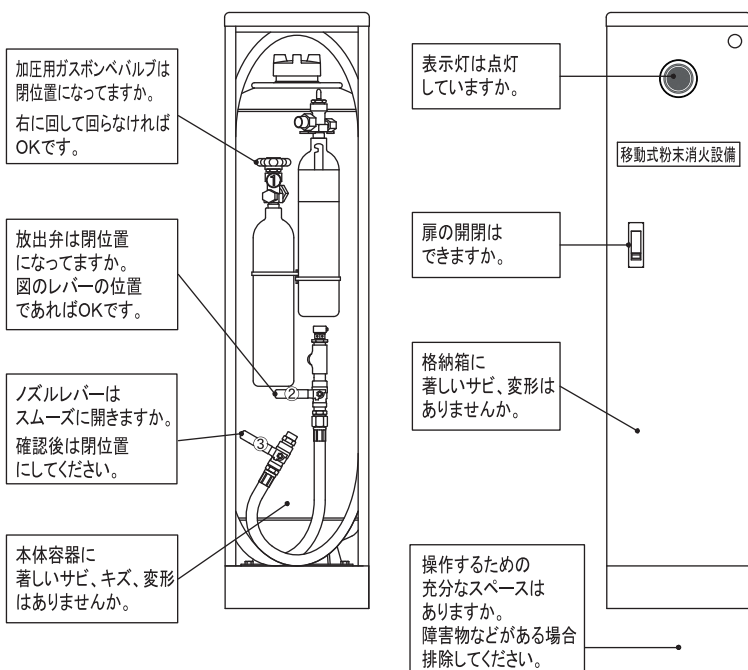
- 電気設備、電気器具等の火災では、電源を遮断してください。
- 消火薬剤が目に入ったときは、速やかに水洗いし、目に痛みを感じたり充血した場合は医師の診察を受けてください。
- 消火薬剤が皮膚にかかったときは、速やかに水洗いしてください。
- 消火薬剤がかかった食物は食べないでください。
消火薬剤を故意に食べたりしないでください。
消火薬剤は、人体に対し有害性や毒性はほとんどありません。
- 消火薬剤がかかった器物は速やかに掃除してください。
●よく水洗いしてください。
水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよく拭き取ってください。
●飛散した消火薬剤をそのまま放置した場合、金属類の腐食や塗装面を変質させるおそれがあります。
- 消火薬剤がかかった電気機器は、電源を遮断してから掃除を行ってください。
また、電気絶縁性が低下しているおそれがあります。
専門の業者に点検を依頼してから通電してください。
- 使用後の消火設備は、速やかに販売店に再充電を依頼してください。
●外観・機能に異常がなければ再充電して使用できます。
お求めの販売店にご相談ください。
●消火設備の再充電を行うには、消防設備士の資格が必要です。
お求めの販売店にお申し付けください。

維持・管理について

- 消火設備の充電・ふた・ホースなどをゆるめないでください。
●充電・ふた、ホースなどをゆるめたまま使用すると、破裂のおそれがあります。
●消火設備の機器点検・整備は、消防法の取り決めにより、消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有する者が行なえる業務とされています。
お求めの販売店にお申し付けください。
- 消火設備のためし放射はしないでください。
- 日常の点検を行ってください。

以下の項目で異常がある場合、速やかに販売店に連絡し、機器点検、整備等の処置を行ってください。

※これらの日常の点検の他、『消防法に基づく定期点検』が必要です。
お求めの販売店にお申し付けください。



※異常の状況により、下記のような内容が想定されます。

異常の状況	想定される内容
加圧用ガスボンベバルブが閉でない	使用済みのおそれ、使用できないおそれ
放出弁が閉でない	十分な放射ができないおそれ
ノズルレバーがスムーズに開かない	使用できないおそれ
容器本体に著しいサビ、キズ、変形がある	破裂するおそれ
表示灯が点灯していない	消火設備の位置が確認できないおそれ
扉の開閉ができない	使用できないおそれ
格納箱に著しいサビ、変形がある	内部機器に影響を及ぼすおそれ
操作するための十分なスペースがない	使用できないおそれ

※SHA33G型の場合、クリーニング用ガスボンベは、SHA33型のように本体に取付けず、別置きになっております。

同フロア内に「移動式粉末消火設備専用クリーニング用ガス容器」（下図参照）と表示された格納箱内に、クリーニング用ガスボンベが4本収納されているかご確認ください。

